大阪 歯科
保険医新聞
3/25
2009年第1004号
（毎月5、15、25日発行）
大阪府歯科保険医協会
発行人　志岐　敬
大阪市浪速区幸町1-2-33
電話(06)6568-7731(代表)
http://osk-net.org/
●定価・年間10,000円　月1,000円
●1977年5月23日第三種郵便物認可

レセオンライン請求義務化撤回に向け 大阪地裁に提訴へ

省令での押しつけは「無効」の確認求める

「大阪訴訟」の原告にご参加ください

大阪医科・歯科協会はレセオンライン義務化撤回を求めて、4月20日頃を目途に大阪地裁に提訴することを決めた。オンライン請求が義務化されれば、医科の12%、歯科の7%が「開業医を辞める」と回答（保団連調査）、大阪歯科の調査では60代以上の4割が一線を退くと回答しており、地域医療の崩壊が懸念される。協会は、「一人の廃業者も出さず地域医療を守る」「患者のプライバシーを守る」「医療改悪のツールにオンラインを利用させない」ため、神奈川に続いて訴訟に踏み切る。協会では会員に原告としての訴訟参加を呼びかけ、4月11日に原告団結成集会を開く。原告が負担する費用は訴状の印紙代1万3千円。弁護士費用や事務費用は協会が負担する。

省令での義務化 強制に根拠なし

2008年から段階的に進められてきたレセプトオンライン請求は、2011年4月以降は原則としてすべての医療機関で義務化される。2006年4月に出された厚生労働省令第111号が根拠とされる。①手書き、紙レセプト請求②レセコン使用、紙レセプト請求③レセプト電算処理、磁気媒体請求④オンライン請求――の4通りある保険請求のうち、2011年からは④の方式しか認めないこととされた。

健保法、国保法は請求方法を省令に委任しているが、オンライン方式以外の請求を認めないやり方は、対応できない医療機関を廃業に追い込むなど、法の委任の趣旨を逸脱する。神奈川訴訟は厚労省令111号が無効であり、オンライン請求の義務がないことを確認することを求めている。2004年に改定された行政事件訴訟法に「公法上の法律関係に関する確認の訴え（当事者訴訟）」が盛り込まれ、これを基に訴訟を起こしている。大阪医科・歯科協会も顧問弁護士と協議のうえ、同じ趣旨で訴訟を起こすことにした。神奈川訴訟は1月21日に35府県、961人の原告で横浜地裁に提訴、3月18日の第2次提訴に783人、合わせて1744人の原告団になり、マスコミの注目も高い。

「大阪でも訴訟を」の強い意見

大阪では、医科協会の評議員会や地域支部などから「ぜひ大阪でも訴訟を」「大阪で裁判するなら原告に加わる」との多くの会員の声があり、医科協会が2月12日の理事会で大阪地裁への提訴を決めた。医科協会からの呼びかけを受けた歯科理事会は、2月28日の理事会で医科協会と共に訴訟に加わることを決めた。

訴訟の趣旨

訴えは、国を被告として当事者訴訟を根拠に、公法上の法律関係の訴えとしてオンライン請求の義務がないこと（義務の不存在）を確認するもの。合わせて、国に対して違憲・違法な省令改正を行い精神的損害を与えたことに対し、国家賠償法に基づき損害金110万円の支払いを求めるもの。

義務化の問題点として、対応できない医師・歯科医師の切り捨てになること、オンライン請求に要する費用負担が保険医療機関に課せられること、情報漏えいを訴える。

営業の自由侵害

医師・歯科医師の営業の自由は、単に自己の選択した職業を遂行する自由だけでなく、患者・国民に責任をもった形で職業を遂行する人格的自由、国民の生存権の保障にもつながる重要性がある。しかし、オンライン請求が義務化されると対応できない医師・歯科医師は診療報酬が請求できなくなり、業務継続ができなくなる。

患者のプライバシー侵害

レセプト記載の内容は患者にとってのプライバシー情報である。オンライン請求に限ることは自己情報コントロール権を侵害する。情報漏えいの恐れがあるオンライン請求は自己情報コントロール権を侵し、否応なく患者に対する権利侵害行為に医師・歯科医師が加担させられることになる。

立法委任の限界逸脱

憲法は国会を唯一の立法機関としている。また、法律を執行するための委任命令が内閣に与えられている。厚労省令111号はこの原則の下に発せられたものだが、診療報酬請求権をオンラインだけに限ることは立法委任の限界を逸脱する。

裁判での違憲・違法性の3つの柱

①営業の自由の侵害

オンライン請求義務化により、保険医を続けられなくなるということは憲法22条に反する。オンライン請求に対応できない医師・歯科医師が切り捨てられる。

②患者のプライバシー権の侵害、医師・歯科医師の人格権の侵害

インターネット等での情報漏えいは後を絶たず、インターネット上に漏えいした場合、紙媒体と比べ物にならない範囲に広がる。また、住基ネットの情報（氏名・住所・生年月日・性別）と比べても、レセプト情報はセンシティブで、個人情報を守る責任を果たす観点からオンライン請求義務化は認められない。

③法律による行政の原理違反

健康保険法や国民健康法によって省令に請求方法について委任しているが、あくまで事務的な委任であって、オンライン請求義務化のように国民の権利義務関係に影響を与えるのは国会での立法を必要とする。

【今後のスケジュール】
- ●3～4月はじめ　全会員へ、原告団参加を呼びかける
- ●4月11日　オンライン義務化撤回「大阪訴訟」原告団結成集会
- ●4月20日頃　大阪地裁への提訴

歯科点数早見表 発行

4月1日から金パラ価格が改定される。協会・保団連は、『歯科点数早見表・2009年4月版』（2色刷B5版8ページ）を発行した。

会員には1部、今号の新聞と一緒に無料で郵送する。

70歳から74歳までの窓口負担 4月以降も1割継続へ

2割への引き上げが予定されていた70歳から74歳までの患者の窓口一部負担金は、4月以降も1割負担が継続することになった。1割から2割への負担引き上げは、2009年3月31日まで据え置きとなっていたが、4月以降も先送りされ、2010年3月31日まで1割の窓口負担が継続される。なお、3割負担の患者に変更はない（社保研究部）。

オンライン神奈川訴訟 報告集会に134人

問題提起し世論喚起を

集会冒頭あいさつする住江保団連会長＝4日、国会内

保団連は4日、レセプトオンライン請求義務化撤回訴訟の報告集会を衆議院会館で開き、与野党の国会議員14人をはじめ、保団連・各保険医協会関係者ら134人が参加した。協会からは、小山榮三理事・相談役、吉田裕志副理事長、事務局ら3人が参加した。朝日新聞社、東洋経済、日本医事新報社など、マスコミ9社が取材に訪れた。

この集会は、神奈川県保険医協会が1月21日に横浜地裁に提訴して初めての報告集会で、参加者はオンライン請求義務化の撤回にむけて、司法の判断によって義務化の不存在を勝ち取っていくことを確認しあった。

原告団幹事長の入澤彰仁氏は「政府の狙いは医療費の削減。患者にこの問題について知ってもらい、世論を作っていくことが大切である」と訴えた。集会に対しては、大阪府歯科医師会や富田林歯科医師会をはじめ、三重県医師会・宮城県歯科医師会・香川県歯科医師会・奈良県歯科医師会から賛同を、愛知県医師会からはメッセージが寄せられた。

神奈川では18日、783人の原告団で、レセプトオンライン請求義務化撤回の第2次訴訟が起こされた。これにより、1次・2次訴訟を通して1744人が原告団に名を連ねたことになる。原告団は、45都道府県にまたがる。当日は、マスコミ10社が取材に訪れた。

60代以上 4割が現場から退くと回答

協会アンケート

協会が実施したオンラインアンケートによると、オンライン請求の義務化への対応について60代以上の対象者では、40%が「対応できない」と回答していることが分かった（グラフ）。全年代をみても、「対応できる」と答えたのは34%だ。

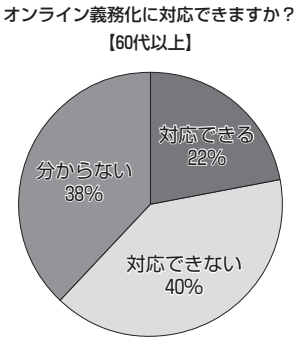

また、義務化された場合に開業医を続けるかどうかについては、60代以上では4割の対象者が現場から退くことを検討していることが分かった。

全年代を通しても、「開業医を辞める」「後継者へ継承する」を含めて、1割の会員が臨床の現場から退くと回答した。

開業医を続けない理由としては「操作に対応できない」「費用に見合うだけの収入がない」などが挙げられている。

アンケートは2008年1月31日～2月14日に、協会会員640人を対象に行い、192人の回答があった。

歯界

確定申告が済むと決まって春が訪れる、だけではない。定期行事がいつも季節の変化と連動するのが日本である。税理士任せでなく自分で申告書を作る小数派の歯科医は肩の荷を降ろした気分で子供の春休みに家族で温泉にでも出かけたくなる。USJでも近場の居酒屋でもと日が経つと矮小化する。

温泉に躊躇する理由が他にある。子供が独立して病み上がりの老妻を連れて安物の温泉旅行ツアーに参加した時である。妻が女湯からなかなか出てこない。「ひっくり返っとるんと違うか」と心配だったが、見に行くことが出来なかった。

温泉好きは日本の専売特許でなく北欧なんかも露天風呂が盛んらしいが、外国では大抵水着着用で混浴であるらしい。

温泉の混浴は外国を真似ても経済の国際化みたいな弊害は少ない。

年寄りも家族が一緒なら安心だし、浴室が一個で済み経費安である。

「他人の経営の心配なんかするな」とは利己的で了見が狭い。